

市町、包括職員等のための

弁護士・福祉専門職 無料法律相談

(毎週火・木曜日 13:00-16:00)

※祝日・年末年始を除きます。

木曜日は兵庫県弁護士会の自主事業として実施しています。

虐待、悪徳商法、財産管理等々。法律に関わる問題
について、困っていることはありませんか？

皆様のお悩みに、弁護士と福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士
等）が三者同時通話システムを使って、無料でご対応します。お気軽に
お電話ください。

電 話

078-362-0074

ファクス

078-362-0084

相談対象者

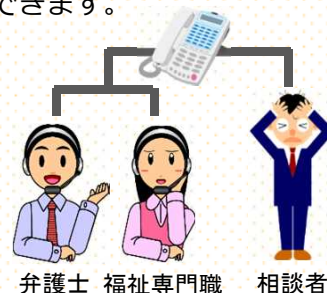
- ①高齢者（本人）
- ②家族や養介護施設等従事者
- ③行政機関（市町・包括）の職員 等

相談内容例

- 法律的観点からの助言がふさわしいもの
- ①虐待等人権に関する相談
 - ②財産管理や成年後見に関する相談
 - ③消費者被害に関する相談
 - ④高齢者関連法規の解釈 等

三者同時
通話での
相談対応

1本の電話で三者が同時に通話できるので、安心して相談できます。



※法律的な観点からの助言を行うものであり、虐待事案等の解決まで保証するものではありません。
※ファクスにつきましては、回答文書作成等のために時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
※相談内容によっては、来所での相談も可能です。（事前予約制）
※この法律相談は、障害者向け相談と併せて実施しています。

お問い合わせ先

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 高齢政策課 地域包括ケア推進班

TEL : 078-341-7711(内線3104) FAX : 078-362-9470 住所 : 神戸市中央区下山手通5-10-1